

地盤国有公園等の用に供している普通財産である立木竹の取扱いについて

昭和 35 年 8 月 3 日

蔵管第 1705 号

改正 昭和 43 年 11 月 16 日蔵理第 2699 号

平成 元年 4 月 1 日同 第 1668 号

同 12 年 12 月 26 日同 第 4612 号

大蔵省管財局長から各財務局長宛

都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)附則第 9 項の適用を受ける地盤国有公園(以下「地盤国有公園」という。)その他の公園の用に供するため、公共団体に対し貸付けしている普通財産である立木竹について、風倒木、枯損木が発生した場合及び間伐、下枝払い等が行なわれた場合の処分方法は、従来とかく区々に行なわれ、統一を欠いていたので、今般その取扱いを下記のとおり定めたから、これにより処理することとされたい。

記

1 基本的事項

- (1) 地盤国有公園その他の公園の用に供するため公共団体に貸付けしている普通財産(土地)地上に生立している立木竹について、風倒木、枯損木が発生した場合の処分及び公園の風致維持のためにする間伐、下枝払い等の処分は、原則として公園管理者に委ね、その処分収入も当該公園管理者に帰属せしめるものとする。
- (2) (1)の処理がなされた場合においても、貸付財産立木竹数量は減量しないものとし、契約の満了又は解除により貸付物件の返還を求めるときは、当該満了又は解除時における現状で返還させるものとするが、返還物件が契約締結時の数量に満たない場合は、その不足数量については、契約の満了又は解除時におけるその価額相当額の金銭の支払いを受けるものとする。

2 取扱の細目

(1) 事務手続

- A 財務局長(福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)は、風倒木、枯損木等の処分手続について公園管理者から毎年定期的に別紙 1 による障害立木竹等処分結果報告書を提出させるものとする。
- B 財務局長は、普通財産を貸付けした後において、公園管理者が当該公園敷地に新規植栽した立木竹の状況をは握しておくものとし、当該公園管理者から毎年定期的に別紙 2 による立木竹新規植栽報告書を提出させるものとする。

(2) 貸付立木竹整理簿

貸付立木竹の現況を常に明らかにしておくため、財務局長は、別紙 3 による貸付立木竹整理簿を備え付け、風倒木、枯損木等の処分状況等の経緯を記録しておくものとする。

(3) 本省の承認

特殊事情により本取扱いによることが著しく困難な場合においては、処理案に詳細な理由を附してあらかじめ本省の承認を求めるものとする。

別紙 1

文書記号番号
平成 年 月 日

財務局長 殿

公園管理者 氏 名 印

障害立木竹等処分結果報告書

平成 年 月 日付 契第 号をもって 貸付けを受けた 公園所在の
国有障害立木竹等について、下記のとおり処分しましたから報告します。

記

平成 年度分

| 障害立木竹等の内容 | | | | 処分年月日 | 処分代金 | 処分経費 | 処分代金の 使途 |
|-----------|----|------------|------------------|-------|------|------|-------------|
| 樹種 | 本数 | 材積 | 風倒木、枯損 木間伐等の別 | | | | |
| | 本 | 立方メ ートル | | | | | |
| | | | | | | | |

別紙 2

文書記号番号
平成 年 月 日

財務局長 殿

公園管理者 氏 名 印

地盤国有公園における立木竹の新規植栽報告書

平成 年度分

| 公園所在地 | 公園名称 | 新規植栽立木竹 | | 植栽時期 | 植栽費用 | 備考 |
|-------|------|---------|----|------|------|----|
| | | 樹種 | 本数 | | | |
| | | | 本 | | | |

注 別紙 1 及び 2 は、各年度ごとに翌年度 5 月 31 日までに提出させるものとする。

貸付立木竹整理簿

| | | | | | | | | | | | 索引 | |
|---------------|--------|--------|---------|------------|----------|------------------|------|------|----|----|----|--|
| 公園の所在地及び名称 | | | | | | | | | | | | |
| 貸付相手方住所氏名 | | | | | | | | | | | | |
| 貸付契約締結年月日番号 | | | | | | | | | | | | |
| 貸付立木竹の内容 | 種目 | | 数量 | | 貸付契約時評価額 | | | | 備考 | | | |
| | 立木 | 立方メートル | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | 樹木 | 本 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 竹 | 束 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 公園管理者植栽立木竹の内容 | 種目 | 樹種 | 契約締結時数量 | 貸付後の新規植栽状況 | | | | | | | | |
| | | | | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 障害立木竹等処分手蹟 | 障害立木竹等 | | | | | 処分結果 報告書年月日番号 | 処分代金 | 処分経費 | 備考 | | | |
| | 発生時期 | 内容 | 発生原因 | 樹種 | 数量 | | | | | | | |
| 参考事項 | | | | | | | | | | | | |

記載要領

障害立木竹等処分手蹟中、「障害立木竹等の内容」欄には、風倒木、枯損木、間伐、下枝払い等の別を記入すること。